

「なくそう！望まない受動喫煙」 受動喫煙対策できていますか？



「健康増進法の一部を改正する法律」が2020年4月1日全面施行となり、事務所や飲食店をはじめ、すべての施設で受動喫煙対策が必要です。

施設の分類

第一種施設

こどもや患者等が主たる利用者となる施設や行政機関の庁舎



学校



保育園



病院



行政機関 等



敷地内
原則禁煙

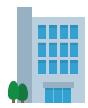
※ 敷地内の屋外へ要件を満たした喫煙場所を設けることは可能。

第二種施設

第一種施設、喫煙目的施設*以外のすべての施設



飲食店



事務所



工場



ホテル



屋内
原則禁煙

*宿泊施設の客室(個室)は除外

➡ 屋内での喫煙には、基準を満たした喫煙室の設置と運用が必要です。

★喫煙目的施設：喫煙をする場所を提供することを主な目的とする施設(例 シガーバー、たばこ販売店、公衆喫煙所など条件に該当するもの。)

第二種施設に設置できる喫煙室の分類

喫煙専用室	加熱式たばこ専用 喫煙室	「既存特定飲食提供施設」に 設置可能な喫煙室(経過措置)	
		喫煙可能室	喫煙可能店
施設の一部に設置可	施設の一部に設置可	施設の一部に設置可	施設の全部に設置可
喫煙室内では喫煙することはできますが、喫煙以外の飲食、サービス、事務等を行うことはできません。	喫煙は加熱式たばこに限定されますが、喫煙室内で飲食、サービス、事務等を行うことが可能です。	下記の「既存特定飲食提供施設」に該当する場合は、喫煙可能室(店)として喫煙をしながら、飲食を行うことが可能です。喫煙可能室(店)の設置にあたっては、 郡山市保健所への届出が必要 となります。	
<input type="radio"/> 喫煙が可能	<input checked="" type="radio"/> 加熱式たばこ限定	<input type="radio"/> 喫煙が可能	<input type="radio"/> 喫煙が可能
<input checked="" type="radio"/> 飲食等不可	<input type="radio"/> 飲食等可能	<input type="radio"/> 飲食等可能	<input type="radio"/> 飲食等可能

既存特定飲食提供施設の条件 (①～③のいずれも該当することが必要です)

- ① 2020年4月1日時点で営業している(4月1日以降に移転や大規模改修等した場合は認められません。)
- ② 客席面積が100m²以下
- ③ (法人の場合)資本金または出資の総額5000万円以下

喫煙室を設置する場合の主な義務事項

喫煙室の構造



「たばこの煙の流出を防止するための技術的基準(次のA~C)」をすべて満たすこと

- A 出入口における室外から室内へ流入する空気の気流(風速)が0.2m/秒以上であること
- B 壁、天井等によって区画されていること
- C たばこの煙が屋外に排出されていること*

Aの測定方法や記録等の詳細については「たばこの煙の流出防止措置の効果を確認するための測定方法の例」及び測定方法の動画が厚生労働省ウェブサイトで公開されています。

* 管理権限者の責めに帰することができない事由によってCが困難な場合、技術的基準に関する経過措置が認められています。

20歳未満立入禁止

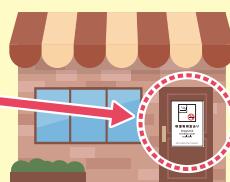
20歳未満は、喫煙エリアへは一切立入禁止となります。従業員であっても同様です。



標識の掲示

喫煙室の出入口に「喫煙室標識」、施設出入口に「喫煙室設置施設等標識」を掲示する必要があります。

例)



標識は厚生労働省ウェブサイトからダウンロードできます。

受動喫煙標識



(加熱式たばこ専用喫煙室・喫煙可能室(店)設置施設のみ) 広告・宣伝等の喫煙室設置の表示



加熱式たばこ専用喫煙室・喫煙可能室設置施設が広告・宣伝等を行う場合は、各種の喫煙室が設置されていることをわかりやすく表示する必要があります。

CHECK 喫煙室の設置には、設置の基準や運用についての様々なルールの遵守が必要です。

喫煙室設置における国の財政・税制支援等

受動喫煙対策を行う際の国の支援策として、各種喫煙室の設置等にかかる財政・税制上の制度が整備されています。また、喫煙室の設置等に関する相談窓口や測定機器の貸出も行っています。

喫煙室のある施設における従業員への対策

改正健康増進法・労働安全衛生法において、従業員等の受動喫煙を防止するための努力義務を設けています。詳しくは、「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」を御確認ください。

第二種施設が屋外に喫煙場所を設ける場合の配慮

施設の出入口付近や利用者が多く集まる場所は避け、歩行者や近隣住民等へ配慮した場所とする必要があります。設置の際は十分な御配慮をお願いします。



【お問い合わせ先】

郡山市保健所

〒963-8024 郡山市朝日二丁目15-1
TEL 024-924-2900

詳しくは、厚生労働省ウェブサイトへ

なくそう！望まない受動喫煙



受動喫煙のない社会を！



この印刷物は、適切に育まれた森から生まれたFSC®認証紙と、環境にやさしい植物油インキを使用しています。



紙ヘリサイクル可